

■ 平成26年8月5日（火）子育て支援・少子化対策特別委員会県内調査

1 社会福祉法人 愛和会 宮古保育園（磯城郡田原本町大字宮古667）

ア 調査目的 子育て支援の拠点
保育士確保に向けた取組(法人)

イ 調査概要

◎愛和会5つの保育園における子育て支援サービスの現況

○愛和会のあゆみ（昭和54年 社会福祉法人愛和会設立）

S55朝和保育園（定員180名） S57宮森保育園（定員200名）
H5 宮古保育園（定員200名） H9柳本保育園（定員150名）
H15阪手保育園（定員100名）
H16 すくすくKIDS広場→コンビニを改装した一時預かり専門
施設（年間1839名）

○園児数

S55 当初150名の朝和保育園から始め、現在5園で830名定員となり、H26.8月現在909名が在園

○園児の受託状況

田原本町、天理市だけではなく、管外受託園児は909名の内、約1割の81名に上る。特に橿原市が多く、三宅町、川西町、奈良市、香芝市、広陵町、明日香村からも通園。

○保育サービス

- ①地域子育て支援拠点事業 天理市(柳本保育園)、田原本町(宮古保育園)
 - ・在園していない地域のこどもとその保護者を対象とし、園庭開放、親子体操（専門講師による指導）、親子で遊ぼう、絵本案内人、子育て相談等を実施。
 - ②一時預かり事業（H9柳本保育園での取組が奈良県下初）
 - ・毎週月曜～金曜日 家族の都合に合わせて専任保育士が実施する。
 - ・就労、職場復帰、リフレッシュ、出産・検診、通院・介護、学校行事のため
 - ③特定保育事業→週2.3日の定期的な（パート）就労、看護や介護のため
 - ・毎週月曜～金曜日 専任保育士が実施する。
 - ・就労や介護等で保育ができない場合は、一カ月単位で可能。
- ※一時保育・特定保育の利用状況
H20年度から平均7,000人程度の利用がある。（ピークはH17、年間10,700人）
- ④病児・病後児保育事業→阪手保育園のみ、他4園は在園児の体調不良対応型
 - ・看護師が常駐
 - ・阪手保育園は、天理市・大和郡山市・川西町・河合町・広陵町とも協定を結び、広域での利用が可となっている。
 - ⑤延長保育促進事業→AM8時～20時
 - ⑥産休明け保育事業→柳本保育園、阪手保育園で実施

○信頼される保育園として

より良い保育サービスを提供するためには、親の子育てを専門的知見からサポートする必要があり、行政と連携しながら、地域に必要とされる保育園になることが重要である。

◎企業としての愛和会における取り組み

○過去就労状況（約15年前）

- ・新卒採用者のほとんどは結婚を機に退職したが、求人を出せば次の保育士が確保できた。
- ・産前産後休暇、育児休業の取得者は皆無であった。
- ・子育てをしながら保育士を続けることは考えられなかった。

○平成8年度当時の職員構成

- ・既婚職員3%（主任クラスのみ）、未婚職員97%

○人材の流出

- ・子育て家庭を支えるサービスを提供する保育園が、自らの職員の子育て環境を支えていない。
- ・せっかく育てた優秀な人材が流出してしまう。

○新たな取り組み（二本柱）

- ・安心して子どもを預けられる保育園＝保育園としての使命
- ・安心して子育てをしながら働ける保育園＝企業としての使命

①保育士が継続勤務するために

●子育て中、既婚職員に対する取り組み

- ・結婚、出産時の人事面談
- ・産前産後休暇、育児休業の取得促進とカウンセリング
- ・当番勤務の調整
- ・子どもの急病時への対応等

●個人の状況に応じた勤務対応

- ・職務内容、担当の考慮
- ・勤務開始又は終了時間、就労時間の調整



- ・有給休暇の取得促進、ノー残業デー等

②保育士の職務軽減

●保育の質を落とさずに、職務軽減に取り組む

- ・事務処理作業の見直し、簡素化
- ・事務のIT化
- ・ピアノの採用事前研修の実施
- ・保護者からの苦情対応として、第三者委員会の設置

○取り組みまでの経緯（H16より本格的に取り組む）

- ・H16 産前産後休暇、育児休業を2名の職員が取得
- ・H17 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画策定
奈良県初「くるみん」認定マーク(子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定)
- ・H21 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業に認定
- ・H26 次世代育成支援対策推進法に基づく企業に認定申請予定(3回目)

○取り組み後の状況

- ・産前産後休暇、育児休業の取得率 0% (H8) →98% (H26)
- ・子育てをしながら働く職員 3% (H8) →40% (H26)

○これからの課題と取り組み

- ・少子化、人口減少時代に伴い保育園業界も優秀な人材の確保が困難
- ・安心して働ける職場、魅力的な職場環境づくりが重要
- ・働きやすい職場＝保育士としてがんばれる職場

ウ 意見交換

Q：保育士確保においては、保育士の処遇も重要である。今後、保育士の給料をアップできる要素はあるのか。また、公立の幼稚園の方が給料が高いように聞くとどうか。

A：保育料は、市町村に入り、委託費という形で決まった金額が法人（保育園）に入ってくる。大阪などに比べると奈良県はかなり低い基準額となっている。県内よりも大阪で勤めた方が給料は2万円程度高くなる現状がある。また、奈良市、生駒市、天理市、田原本町などのように、市町村によっては、手当を出しているところもあるが、市町村によりばらつきがある。たとえ給料が上がらなくとも、事務の負担軽減を図る、個々の状況に応じた勤務体制をとるなど、法人として取り組めることはあると考える。

：幼稚園は教育職、保育園は行政職で、教育職の給料の方が高い。

Q：保護者への対応で第三者委員会を設置されているが、具体的にはどのようなものか。

A：いわゆる、モンスターペアレントへの対応であるが、まずは、保育内容を理解していただいて、その話し合いの中で納得していただくのが基本である。納得いただけない場合は第三者委員会に委ねる。第三者委員会には、弁護士も入っていただいて相談をしている。

Q：奈良市内において、保育士就職フェアを開催されたとのことだが、県下すべての保育園が参加されたのか。また、苦勞された点は何か。

A：奈良県下初めての取り組みだったため、今までのおつきあいで声かけをしやすい法人、また、赤字を覚悟で参加いただける法人にお願いした。まずは、就職フェアという概念から理解していただくことが必要であり、開催にあたってはかなり大変だった。

：保育士の就職は、学校推薦によるものがほとんどであり、学校と法人の信頼関係で成立している部分が多い。そのため、就職フェアに参加している保育園、幼稚園の中で、信頼関係のない法人が参加している場合は難色を示されることもあるし、推薦制のため、内定予定の学生の参加は学校側が認めないなど、その当たりの調整に苦勞した。

Q：正規職員、パート職員等、雇用形態の違いはあるが、勤務実態にさほどの差はない。しかし、給料、賃金の観点から見ると差は生じている。採用する割合や基準はあるのか。

A：雇用形態においては、職員の資質はあまり関係なく、出産・子育てを経験された潜在保育士の方が能力的に優れている場合もある。職員の採用においては、その方個人が希望される勤務形態、働ける環境に合わせられるような柔軟な対応を心がけている。その結果として、正規職員、パート職員という雇用形態になる。奈良県の場合は、扶養の範囲内で働きたいという希望が非常に多く、パート職員が増える要因の一つにもなっている。

◎ 社会福祉法人愛和会は、奈良県初の「くるみん」認定マーク取得事業所であり、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業に認定されるなど、安心して働ける魅力的な職場環境作りに早くから取り組んでこられた。また、運営する5つの保育園は、様々な保育サービスを提供するために、行政と連携しながら子育てに必要とされる専門的知見からのサポートを行っており、地域に必要とされる保育園となっている。

今後、少子化、人口減少時代に伴い保育士等優秀な人材確保の取り組みが重要となってくるが、牽引、先導するモデルとして愛和会は期待できる。

2 大和郡山市治道認定こども園（大和郡山市横田町254）

ア 調査目的 幼保連携型認定こども園

イ 調査概要

○幼保連携型施設へ

- ・ 治道幼稚園は、昭和29年に地域の念願により、小学校2教室を使用して創立された。その後、昭和54年に独立園となり、平成22年度に幼稚園型認定こども園となった。翌平成23年度幼保連携型治道認定こども園として再出発した。
- ・ 所管は、市教育委員会で、園長は幼稚園から、副園長は保育園から配置され、幼稚園と保育園が一緒になり、保育や職員の勤務体制の違いはあるが、組織としての運営に努力している。
- ・ 保育、教育のあり方については、幼稚園と保育園の違いを理解・認め合いながら、研修等も行い、治道認定こども園としての保育・教育の確立に日々取り組んでいる。

○治道認定こども園の概要

【園児数】

- ・ 園児数は、平成26年4月1日現在、0歳から2歳の乳児が20名、3歳から5歳の幼児が76名の計96名（内、治道校区内が52名、校区外から44名）
- ・ 幼児の内、長時間利用者、いわゆる保育所のように夕方まで預かっている園児は45名、短時間保育児が31名で、6対4の割合である。

【預かり保育】

- ・ 保育園と違い、正規の就労者だけでなく、パートやアルバイトの方も利用可
- ・ 就労支援型預かり保育→保護者の就労等を理由に、月11日以上、必要とする幼児のための保育
- ・ 子育て支援型預かり保育→保護者の希望により、一時的に必要とする幼児のための保育
月10日以内とする。
- ・ 土曜日は午前7時30分から午後4時まで、長期休業中の預かり保育あり
- ・ 1日500円のチケット制

【園生活の流れ】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・ 乳児(0歳～2歳)降園16:30 | ・ 幼児(3歳～5歳)降園14:00 |
| 7:30～ 8:30 早朝保育 | 7:30～ 8:30 早朝預かり保育 |
| 8:30～11:30 おやつ・遊び | 8:30～10:30 自由遊び |
| 11:30～13:00 食事 | 10:30～12:00 クラスの一斉保育 |
| 13:00～15:00 午睡 | 12:00～13:00 食事 |
| 15:00～16:30 おやつ・遊び | 13:00～14:00 自由保育 |
| 16:30～18:30 長時間保育 | 14:00～18:30 長時間保育 |

【職員構成】

- ・ 0歳は3人に1名、1歳は4人に1名を配置
- ・ 3歳～5歳は1名担任制
- ・ 預かり保育、とまと広場（未就園児保育）に専任の職員を配置

○園児数の推移から見る成果等

- ・ H21年の9人からH22年幼稚園型認定こども園に移行した時は17人へ、翌H23年幼保連携型認定こども園として再出発した時は48人。以後、順調に園児数は増加し96人となる。
- ・ 要因は、保護者のニーズにあった就労支援型と子育て支援型の二種類の預かり保育を実施できていることが大きいと考えられる。また、園庭が芝生化されており、農村地帯の自然環境も保護者に支持されている。
- ・ 校区外の園児が約4割を占めており、車での登園も認めていることが一因と考えられる。校区外の園児がふえれば、駐車場の確保という問題も生じる。



ウ 意見交換

Q：入園時に、保育園児又は幼稚園児として入園するかを区別しているのか。

A：治道認定こども園の場合は、0歳から2歳はすべて保育園児、3歳から5歳はすべて幼稚園児としており、3歳から5歳の保育園児とはしていない。

Q：幼稚園教諭は、原則午後2時に園児が降園した場合、保育園業務には携わらないのか。

A：午後2時に帰宅するのは、短時間児の幼稚園児で、その後午後6時30分まで長時間保育を

希望する子どもがいる場合はみる必要がある。幼稚園教諭は、研修や会議、出張等も多く、職員でローテーションを組みながら対応している。

Q：幼稚園の教諭免許を持ちながら保育士資格を取得したいという希望者はいるのか。その場合、資格取得に関して配慮のようなものはあるのか。また、給料の体系はどうか。

A：治道認定こども園の職員は、できるだけ両方の資格を持っている者を配置しており、最近の採用に関しては、すべて両方の資格を持っている者を採用している。

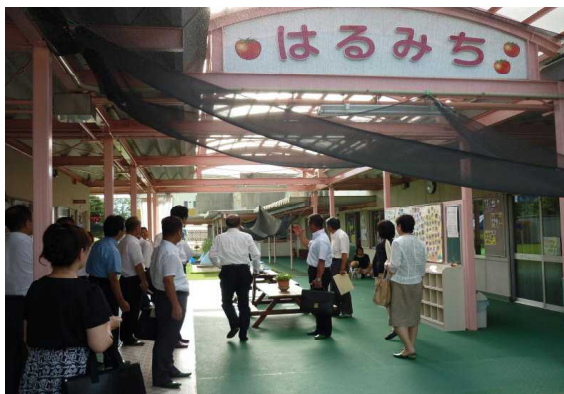
：給料については、保育士は行政職、幼稚園は教育職であり、教育職の方が高い。3年前からの採用者については、行政職として採用しており、給料の格差はある。

Q：保育園から幼稚園に進むときに、保育料が所得に応じた保育料から月額8,000円になる。家庭によっては負担増となる場合もあると思うが、他の保育園にかわられる方もいるのか。

A：入園される方は、どちらかと言えば環境面でここを選んでいただいている保護者がほとんどなので、3歳になって他の保育園に移る方はほぼいない。

Q：幼保連携型の認定こども園となったが、このまま教育委員会の所管となるのか。もし、所管が変わるようなことがあれば、今後、人事面等どのような扱いになるのか。

A：来年度子ども・子育て新制度が始まることにより、所管は教育委員会から市長部局へ移る予定である。現在の園長と副園長の関係を見直す必要はあるかもしれない。



◎ 治道認定こども園は、園児数の減少から、望ましい教育環境が提供できない現状であったが、住みよい活性化されたまちづくりの観点から、地域住民の要望もあり、幼稚園・保育所を一体的に運営する「幼保一体化」を進められた。

幼保体化を推進する上で、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目指されており、平成27年度からスタートする、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する「子ども・子育て支援新制度」においても、継続して地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実を図れると期待できる。